

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## インターネットのトラブルが急増中!! トラブルを回避する5か条を紹介します

インターネットを利用するときは、次のことに注意しましょう。困ったときは一人で悩んだり、あきらめたりせずに、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

- ❶ 知らない差し出し人からのメールは、開かずに削除する
- ❷ むやみに広告やURLをクリックしたり、怪しいサイトを閲覧したりしない
- ❸ 身に覚えのない請求には応じない。脅し文句は詐欺の手口なので無視する
- ❹ インターネット通販を利用する前に、販売事業者の住所地や連絡先、返品特約の有無や内容を確認する
- ❺ 携帯電話やインターネットを契約する場合は、契約内容や解約条件、割引の適用期間、毎月請求される金額を確認する

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用しません。

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越しください）

## 9月は高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

市では高齢者への注意喚起と相談の呼びかけを行っています。また、周囲の方々に見守りの大切さを知ってもらうため、啓発用リーフレットを市内公共施設に設置します。高齢者を狙う悪質商法の被害を防ぎましょう。

